

三浦市営住宅条例の廃止について（概要）

1 廃止する理由

市営晴海住宅及び市営下宮田住宅（共同施設である集会所を含む。）については、耐用年数を超え、近年の台風等の暴風雨による被害状況その他施設・設備補修の困難性、また市内の県営住宅の供給状況等に鑑み、用途廃止に係る条例改正議案を令和4年第1回定例会に提出し全会一致で可決され、現在2住宅の入居者の転居等について鋭意に取り組んでいる。

令和5年度においては、残る市営諸磯住宅について、上記と同様の理由で用途廃止することを考えている。また、次の理由により、今後新たに市営住宅を設置しなくても公営住宅の需要に応えられると考えているため、三浦市営住宅条例を廃止する。

- (1) 現在、県営住宅を含む市内の公営住宅戸数は、世帯比率で県内市町村（33自治体）の中で最も高い水準であるため。
- (2) 市内に設置されている県営住宅の募集は、毎年度行われているため。

2 条例の内容

- (1) 市営諸磯住宅について、既に用途廃止について条例改正公布済みである市営晴海住宅、市営下宮田住宅と同様、用途廃止をする。よって、三浦市営住宅条例により設置運営される市営住宅は全て不存在となるため、同条例を廃止することとする。
- (2) 前記(1)の廃止は、廃止条例の公布の日から1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとする。
- (3) 前記(1)の廃止に伴う所要の経過措置を設ける。